

3 公害防止に向けた啓発・指導の実施

(1) 公害苦情の対応

平成 30 年度の苦情件数は、86 件でした。そのうち、典型 7 公害に係る苦情は 24 件で、その内訳は最も件数の多かった騒音で約 7 割を占めています。また、典型 7 公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの（雑草の繁茂等による生活環境上の支障）です。

生活環境に関する苦情の申立や相談については、環境政策課が窓口となっていくほか、市民相談担当課等を経由して受理するケースもあります。苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などを行った後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準を満足している場合もあり、当事者双方の言い分を聞きながら迅速に解決が図れるよう努めています。また、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在している事例もあり、解決に時間を要したり、申立人の納得できる結果に至らないこともあります。⁽¹⁹⁾

公害苦情件数の推移

(件)

年度 公害の種類		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
大気汚染		14	3	16	4	4	3	5	5	5	3
水質汚濁		48	54	66	64	51	49	32	26	5	3
土壌汚染		0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
騒音		20	17	35	28	33	29	24	24	9	17
振動		1	0	4	6	5	2	1	1	0	1
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭		16	16	23	15	8	16	23	10	4	0
典型 7 公害 計		99	90	144	117	101	101	86	66	23	24
その他	典型 7 公害以外	2	0	1	0	1	2	1	0	0	0
	空地（雑草等）	126	98	101	151	146	140	101	85	80	62
合計		227	188	246	268	248	243	188	151	103	86

* 件数は市が当該年度新規に受理したもので、1 件の苦情内容が 2 つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を 1 つとして計上している。

指標[計画策定時]; 公害苦情件数 99 件／年

平成 30 年度の典型 7 公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が約 6 割を占めています。

公害の種類別・業種別苦情件数(典型 7 公害)

(平成 30 年度)(件)

発生源 公害の種類	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業
大気汚染	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	17	0	0	0	0	10	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1
振動	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	24	0	0	0	0	14	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	2

*発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

(2) 野外焼却の防止

簡易な焼却炉や野外でのごみ焼却は、完全燃焼が難しく、ダイオキシン類の発生の危険性が高いため、野外焼却は、廃棄物処理法で禁止されています。また、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却等、規制できない野外焼却についても極力行わないよう指導を実施しています。⁽²²⁾

(3) 有害物質の監視体制の充実

生活環境を良好に保つため、事業者等へ有害物質などに対する発生源対策や監視体制の充実を図っています。具体的には、水質汚濁防止法等に基づく届出事業場等のうち排水基準が適用される事業場について立入調査及び排水の水質検査を行い、必要に応じて指導を実施しました。⁽¹⁹⁾

また、平成 24 年 6 月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質使用特定施設等については、構造等基準と点検義務が設けられました。有害物質使用特定施設等がある事業場については、立入確認と指導を実施しました。